

チ ラ シ あ り

(A4 両面 1 枚)

令和 7 年 3 月 24 日

市政記者クラブ 様

健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

担当:小川・吉川 電話:972-2541

「名古屋市在宅高齢者エアコン設置等助成事業」を実施します

熱中症罹患リスクが高まっている在宅高齢者のうち、昨今の物価高騰の影響下において経済的事情により、エアコンの購入及び設置等にかかる費用の捻出が困難な世帯に対し、令和 7 年度に限り、エアコン購入費用等の助成を実施します。受付期間が限られているため、広くご周知いただきますようお願いいたします。

1 事業の概要

(1)対象者

在宅で生活をする方で次の①～④のすべてに該当する方

- ① 名古屋市内に住所を有する、令和 8 年 3 月 31 日時点で満 65 歳以上の方（生年月日が昭和 36 年 4 月 1 日以前の方）
- ② 市民税非課税世帯、生活保護受給世帯及び中国残留邦人等支援給付を受けている世帯に属する方
- ③ エアコンを世帯で 1 台も所有していない方
（故障により、自宅に使用可能なエアコンが 1 台もない方を含む）
- ④ 過去に本市からエアコン設置に係る助成または冷房器具の給付を受けたことがない世帯

※ 1 世帯 1 回限り

※ 病院や施設からの退院、退所前にエアコンを設置する必要がある方は、申請受付先に事前にご相談ください。

(2)対象者数の見込み

950 世帯

(3)受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火） ～ 9 月 30 日（火）

(4)助成内容

上限 92,000 円（消費税等込み）

エアコンの購入（設置工事費含む）または修理に係る費用

(5) 助成方式

次の2つの方式により助成を行います。

方 式	内 容
受領委任払い	名古屋市に事業者登録を行った事業者（登録事業者）から、あらかじめ助成金額を引いた金額でエアコンを購入または修理する、購入者の一時的な費用負担を回避する方法です。 助成金は名古屋市から登録事業者へ支払います。
償還払い	エアコンを購入または修理する際、一旦、全額自己負担していただき、後日名古屋市へ助成金額分を請求いただき、助成金の交付を受ける方法です。 どこの販売店等で購入または修理しても申請可能です。 助成金は名古屋市から助成の決定を受けた方へ支払います。

※ いずれの場合も、必ず購入前に申請して助成金交付決定を受けていただく必要があります。

必要書類等、詳しくは別添のチラシにてご確認ください。

※ 受領委任払い方式の登録事業者は、市公式ウェブサイトで確認することができます。

2 申請受付先

郵送またはオンライン

名古屋市在宅高齢者エアコン設置等助成事業コールセンター

電話番号： **7 6 6 - 5 5 6 7**（※令和7年4月1日から開設）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日除く） 午前9時～午後5時15分

F A X：955-3367

3 その他（登録事業者の募集）

名古屋市では、受領委任払い方式の登録事業者を募集しています。

登録事業者となることで、「登録事業者一覧」に掲載され、受領委任払い方式でエアコンの販売等を行っていただけます。

（登録事業者の募集に関する問い合わせ先）

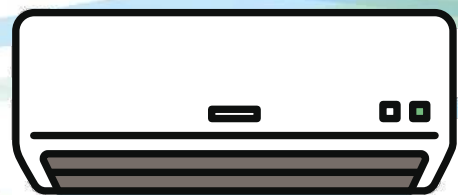
名古屋市健康福祉局高齢福祉課

電話番号：052-972-2544 F A X：052-955-3367

高齢者の方がいる世帯へエアコン設置等の費用を助成します。
(自宅にエアコンが1台もない世帯が対象)

名古屋市在宅高齢者

エアコン 設置等 助成事業



申請期間

令和7年 4/1 火
9/30 火



昨今の物価高騰の影響で、経済的な理由によりエアコンを設置できず、
自宅で熱中症にかかるリスクが高まっている高齢者の方に対し、
エアコンの設置などにかかる費用を助成する制度です。



対象者 (以下の①~④すべての要件を満たすこと)

1世帯1回限り

①

名古屋市に住所を
有する65歳以上の方

(令和8年4月1日までに
65歳の誕生日を迎え
る方を含む)

②

以下のいずれかに該当

・市民税非課税世帯
・生活保護受給世帯
・中国残留邦人等
支援給付受給世帯

③

**エアコンを1台も所有
していない世帯**

(故障により使用できる
エアコンが1台もない
場合を含む)

④

過去に本市からエアコン
設置に係る助成または
冷房器具の給付を受け
たことがない世帯

助成内容

自宅に設置するエアコンの購入費用(設置工事費含む)または、自宅に設置されて
いるエアコンの修理にかかる費用

助成を受ける場合は、
**購入前の事前申請が
必要**です。

助成
上限額

92,000円 (税込)

(助成上限額を超過した金額は自己負担)

申請方法は裏面をご覧ください。▶

申請は、令和7年4月1日(火)から令和7年9月30日(火)までです。

購入前の事前申請が必要となります。

病院・施設からの退院・退所前にエアコンを設置する必要がある方は、事前にコールセンター(766-5567)へご相談ください。



手続きと支給方法

2つの方法があります。

受領委任払い方式

名古屋市に登録された販売業者から購入していただき、助成金額分(最大92,000円)を名古屋市が直接販売業者へ支払うことで、購入者の一時的な**費用負担を回避**する方法です。

手続き方法

- 1 登録業者にエアコン設置等の見積りを作成してもらう
登録業者は、市公式ウェブサイトで確認できます。

2 申請を行う

オンラインの場合：下記二次元コードまたは市公式ウェブサイトから、販売業者の見積りの画像をオンラインで登録する。

郵送の場合：コールセンターへ問い合わせ、書類を郵送してもらう。その後、申請書と販売業者の見積りを名古屋市へ郵送またはFAXにて提出する。

3 販売業者にエアコンを設置してもらう

購入費等が92,000円を超える場合は、その差額を販売業者へお支払いいただきます。

償還払い方式

エアコン購入時に販売業者へ支払った費用のうち、助成金額分(最大92,000円)を後日名古屋市へ請求いただき、**支給を受けていただく**方法です。

手続き方法

- 1 販売業者にエアコン設置等の見積りを作成してもらう

2 申請を行う

3 エアコンを設置後、補助金の請求を行う

助成金額分を名古屋市へ請求する。
(約3週間後に指定の口座へ振り込みます)

制度の詳細やオンライン申請については
名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

名古屋市在宅高齢者エアコン設置等助成事業



市公式ウェブサイト



オンライン申請



問い合わせ

名古屋市在宅高齢者エアコン設置等
助成事業コールセンター

☎766-5567